

．各分野における具体的な規制改革

9 教育・研究分野

【問題意識】

第 章で述べたように、教育の原点・基礎としての義務教育において、その理念のとおり児童生徒が真に等しく、その能力・適性に応じた教育サービスを受ける機会を与えられるようにするためには、本来最も尊重されなければならない児童生徒・保護者（以下「学習者」ともいう。）のニーズや学習者による学校及び教員に対する評価を学校運営等に適切に反映する仕組みを整えるとともに、教育現場に十分な権限と責任を与えることが重要である。以下に掲げる具体的施策については、学習者本位の教育システムへの転換を図る上で不可欠なものであり、あらゆる必要な措置を通じて確実に担保されるようにしなければならない。

(1) 学校選択の普及促進、教員評価・学校評価制度の確立等

学校選択の普及促進等

ア 相当と認められる就学校の変更理由

【問題意識】

当会議としては、学校選択を国民に与えられるべき権利の一つとして捉えており、「市町村の教育委員会は、(中略)就学すべき小学校又は中学校を指定する場合には、あらかじめ、その保護者の意見を聴取することができる。(後略)」とされている学校教育法施行規則第32条を改正し、保護者の意見を必ず聴くことを原則とすべきであると考え。当会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申」(平成17年12月21日)(以下「第2次答申」という。)においては、このような仕組みの実現を提言するまでには至らなかったものの、就学校指定後の保護者による学校の変更の申立に関して「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求める」ことを提言した。これを受け、文部科学省からは、「公立小学校・中学校における学校選択制等につい

ての事例集」が都道府県教育委員会を通じて全国すべての市町村教育委員会に送付されるとともに、就学校指定通知後の学校の変更の申立について、就学校の指定に係る通知の際に変更の申立ができる旨を記載するように学校教育法施行規則が改正され、併せて関連通知が平成 18 年 3 月 30 日付けで発出された。さらに、同通知に示された「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等」については、文部科学省としては、単なる事例ではなく、どの市町村においても認められてよい理由として示したものである旨が平成 18 年 6 月 26 日付け文部科学省文書にて明示された。ところが、これらの内容がすべての地方公共団体において確実に理解されているとは言い難い状況にある。

内閣府が今般実施した「教育委員会アンケート」¹によれば、上記の 3 つの理由（いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等）で保護者から入学時及び在学中に変更の申立があった場合に拒否することがありうるかどうかを尋ねたところ、「ありうる」と回答した市区教育委員会は、55.8%（入学時）、56.6%（在学中）に達した。この現状を踏まえ、以下の措置を早急に講じる必要がある。

【具体的施策】

いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等の少なくとも 3 つの理由については、単なる事例の例示ではなく、どの市町村においても就学校の変更が認められてよい理由である旨が法令所管省庁である文部科学省から示されている以上、当該趣旨が重く受け止められることとなるよう、引き続き市町村教育委員会に対して周知徹底すべきである。併せて、当該制度の趣旨が保護者に対して確実に周知されるようにすべきである。また、学年途中において保護者が就学校の変更を求めた場合においても、就学校の変更を適切に行うよう引き続き市町村教育委員会に対して周知徹底すべきである。**【平成 18 年度中に措置】**

さらに、必要に応じて各地方公共団体の取組を調査し公表すべきである。**【平成 19 年度以降逐次実施】**

特に、いじめへの対応については、新入学時であるか学年の途中であるかにか

¹「学校選択」、「学校・教員の評価」及び「教員の免許・採用」等に関する実態をフォローアップするため、都道府県教育委員会、市区教育委員会、学校法人及び保護者を対象とするアンケートを内閣府として実施。調査期間は平成 18 年 10 月 24 日～11 月 7 日。同年 11 月 27 日に公表。本答申においては、「教育委員会アンケート」、「学校法人アンケート」及び「保護者アンケート」と表記する。

かわらず、当該保護者から自発的に変更の申立があるなど深刻ないじめの場合には、時機を逸することなく十分配慮するよう市町村の教育委員会を促すべきである。加えて、被害者に対して就学校の変更を強いるような運用が学校現場でなされることのないよう、運用には十分に留意すべきである。**【平成 18 年度中に措置】**

イ 就学指定の変更の要件及び手続の公表

【問題意識】

学校教育法施行規則第 33 条において、「市町村の教育委員会は、学校教育法施行令第 8 条の規定により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続に関し必要な事項を定め、これを公表するものとする」とされているが、内閣府「教育委員会アンケート」(平成 18 年 11 月 27 日)によると、平成 18 年 4 月以降の公表状況について、「既に必要な事項を公表した」と回答した市区教育委員会は 32.3%に止まっている。また、「すでに公表方法など必要な事項を想定しているが、公表はこれから(時期は未定)」との回答は 42.5%、「公表方法など必要な事項を想定していないし、公表する予定はない」と法令を無視する回答が 14.6%に達した。当該法令を遵守している市区教育委員会が 3 分の 1 にも満たない状況は極めて由々しい事態であり、法令を所管している文部科学省は上記のような公的教育機関における違法の放置という状況を直ちに是正する責務がある。

【具体的施策】

法令を所管している文部科学省は上記のような、公的教育機関において違法が放置されている状況を直ちに是正する責務があり、指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続をいまだ公表をしていない、対象となるすべての市町村教育委員会において、平成 20 年度入学者向けの就学校指定通知が送付されるまで指定校の変更に関する必要な要件・手続を定め、その公表が完了することにより、学校教育法施行規則第 33 条の規定が完全に遵守されることとなるよう、是正のための指導を行うべきである。**【平成 18 年度中に措置】**

併せて、各市町村教育委員会が相当と認める具体的な就学校の変更に関する必要な要件及び手続の公表状況について、必要に応じてその取組を調査し、公表すべきである**【平成 19 年度以降逐次実施】**

児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

【問題意識】

児童生徒・保護者による教員評価及び学校評価については、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」「(平成18年3月31日閣議決定)(以下、「3か年計画(再改定)」)において、「授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。校長は児童生徒・保護者による具体的評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す」とされたところであるが、学校現場の状況を見ると、実効性が伴っているとは言いがたい。

すなわち、内閣府「教育委員会アンケート」(平成18年11月27日)において、児童生徒・保護者による授業評価や個別の教員評価の実施について市区教育委員会の取組状況を尋ねたところ、約4割の小・中学校が児童生徒・保護者による授業評価を実施しているとの回答だが、そのうち誰が回答したかが一切分からないように無記名の調査を実施しているのはせいぜい3割程度であり、個別の教員評価を無記名の調査として実施しているのも1割程度に過ぎない。対外的な公表状況についても第三者が閲覧できる形で公表しているのは2割弱に止まっている。また、同「保護者アンケート」によれば、教員評価(授業評価を含む)を過去に行ったことがあると回答した保護者は約6%に止まっている。国が促すとされている児童生徒・保護者による学校評価・教員評価が現場にほとんど浸透していないと言わざるを得ないが、その理由の1つとして、同アンケートの中の都道府県教育委員会に対する設問において、域内の市町村教育委員会に対し、児童生徒・保護者による教員評価や学校評価を導入するように促しているかと尋ねたところ、「促している」との回答が46.8%(22都道府県)に止まっており、過半数の都道府県教育委員会が閣議決定を遵守していないという結果が明らかになっている。同アンケートによれば、73.6%の保護者が教員の勤務評定に児童生徒・保護者からの具体的な教員評価による結果を反映して欲しいと回答している。これらの調査結果をも踏まえ、当面、以下の施策を早急に講じる必要がある。

【具体的施策】

学校の自己評価の実施と公表については、設置基準において努力義務となってい

るが、同「3か年計画(再改定)」にある「授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促す。校長は児童生徒・保護者による具体の評価結果を教育委員会に報告し、教員評価や教員研修を行っている市町村や都道府県の教育委員会が学校教育の改善のため、適切に活用できるよう促す」という内容について、各教育委員会や各学校において着実に実施されるよう引き続き促すべきである。特に、評価における匿名性の担保への配慮について、無記名による実施等の具体的な手法を紹介することなどを通じて、引き続き一層促すべきである。【平成18年度中に措置】

併せて、既に匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、来年度以降も引き続き定期的に調査し公表すべきである。【平成19年度以降逐次実施】

また、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を行うことを促すための具体的な方策について検討すべきである。【平成19年度より検討開始】

私立学校における児童生徒・保護者による教員評価制度・学校評価制度の確立

【問題意識】

児童生徒・保護者による教員評価及び学校評価については、「3か年計画(再改定)」において、私立学校への適用も促すこととされているが、文部科学省が策定した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」(平成18年3月27日)や「初等中等教育局長通知」(17文科初第1183号 平成18年3月31日)においては、私立学校等へ適用すべきである旨が明示されていない。私立学校についても、公費が投入され規制・税制等による恩典を受けている以上、児童生徒・保護者による教員評価・学校評価を実施して適切に公表することは、納税者に対する説明責任を果たす上で必須のことであって、公立学校に準じた措置を講じることを私学助成の交付要件とすることについても検討する必要がある。内閣府「学校法人アンケート」(平成18年11月27日)によれば、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価の実施状況について、実施しているとする回答が小学校・中学校でそれぞれ、22.1%、32.5%となっており、市区教育委員会経由での公立学校の調査結果(学校評価全体で小学校83.6%、中学校81.5%)と単純に比較はできないものの、公立学校よりも明らかに実施率が低いことは容易に推測できる。なお、同アンケートの中で「都道府県知事部局から、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価を実施する

よう、通知や指導を受けたかどうか」を尋ねたところ約4割の学校法人が「通知や指導を受けていない」と回答し、閣議決定事項が遵守されていないという由々しき結果が明らかになっている。当面、以下の措置を早急に講じるべきである。

【具体的施策】

私立学校においても、公立学校と同様の事項について、当該学校の実状や独自性に十分配慮した上で、授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価をその匿名性の担保に公立学校同様配慮しつつ、学校評価の一環として実施し、その評価結果を適切に取りまとめ、個人情報に配慮した上でホームページ等で公表するよう促すべきである。【平成18年度中に措置】

併せて、既に匿名性の担保への配慮に関する学校の取組について調査しているところであるが、来年度以降も引き続き定期的に調査し公表すべきである。【平成19年度以降逐次実施】

条件附採用期間の制度運用及び分限処分の判定

【問題意識】

「3か年計画(再改定)」においては、条件附採用期間の制度運用の際や、分限処分とすべき教員を判定するための具体的で明確な運用指針を任命権者が策定する際には、「授業や学級経営、生徒指導等を含む、学校教育活動に関する児童生徒・保護者による評価」を踏まえることとされているが、同「教育委員会アンケート」によれば、条件附採用期間で児童生徒・保護者による教員評価を「活用するつもり」と回答した都道府県教育委員会は2.1%(1都道府県)のみであり、31.9%(15都道府県)が明確に「活用するつもりはない」と回答した。また、分限処分とすべき教員を判定するための運用指針を策定し、その中に児童生徒・保護者による評価を取り入れている都道府県教育委員会は47都道府県の中で5都道府県のみであった。国が促すとされた「3か年計画(再改定)」の内容が、ほとんどの都道府県教育委員会において実効性を伴っていないという結果が明らかになっている。

【具体的施策】

同「3か年計画(再改定)」によれば、条件附採用制度については、真に教育者としての適性のある資質の高い者のみが本採用されることとなるよう、児童生徒・保

護者による評価等を踏まえ、その厳正な運用を文書により促すこととされている。また、児童生徒・保護者による評価等を踏まえた、分限処分とすべき教員を判定するための運用指針の策定を促すこととされている。しかしながら、都道府県教育委員会等におけるこれらの理解が十分でないことから、同「3か年計画(再改定)」の内容が着実に理解されるよう改めて周知徹底すべきである。**【平成18年度中に措置】**

併せて、都道府県教育委員会等の取組について、必要に応じて調査し、結果を公表すべきである。**【平成19年度以降逐次措置】**

全国学力・学習状況調査における学校毎の結果公表等

【問題意識】

文部科学省が平成18年6月20日付けで通知した「平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」によると、調査結果の公表にあたっては、学校が独自の判断で自校の結果を公表することは認めているものの、都道府県教育委員会に対し域内の個々の市町村名や学校名を明らかにした公表をしないように求めるとともに、市町村教育委員会に対しても域内の個々の学校名を明らかにした公表をしないように求めている。学力調査結果はあくまでも個別の学校に関する情報公開の一環として学校選択のための基本情報となるものであり、教育サービスを受ける学習者及び納税者に対する説明責任の観点からも学校ごとの結果を公表すべきと考える。また、噂や風評に依らない学習者の公正な選択を促すために、学力調査結果を含めた客観的な情報を十分に公開し、その一方、望ましい評価が得られなかった学校に対しては様々な教育支援を並行して行う必要がある。同「保護者アンケート」においては、数値の公表方法を検討した上で学校毎の結果を公表すべきとする保護者が68.4%に達し、さらに、そのうちの3分の2にあたる保護者が「各教科の平均点、全教科の平均点など、学校毎の点数をそのまま公表すべきである」旨回答している。当面、以下の措置を早急に講じるべきである。

【具体的施策】

全国的な学力調査の実施については、「3か年計画(再改定)」において、「学力調査結果の取り扱いについては、適切に学校や教員の学力向上努力が促されることとなるよう努めるとともに、子どもたちに学習意欲の向上に向けた動機付けを与えるものとする」とされている。つまり調査結果については、少なくとも教員、校長、教育委員会が情報を共有し、経年変化の比較等、調査結果の活用・分析を通じ

て、学校ごとの教育施策や教員自身の指導方法の改善に資する資料として活用するよう周知すべきである。【平成 19 年度中に検討・結論】

教員採用制度改革の更なる推進

【問題意識】

団塊世代教員の大量退職を間近に控え、教員の年齢構成の均衡と少子化の進展を考慮すれば、有為で多様な人材を幅広い年齢層から確保することが重要である。このような観点から、特別免許状の活用促進策等について「第 2 次答申」において提言し、追って「3 か年計画（再改定）」において閣議決定されたところである。

同「教育委員会アンケート」によれば、特別免許状の授与件数等には着実な成果が見られるものの、今後、教員の採用に際して、特別免許状の授与を前提とした採用選考を実施する予定があるかどうかを都道府県教育委員会に尋ねたところ、「予定はない・現時点ではわからない」とする回答が 90% 近くに達するなど、これらの取組が進んでいるとは言いがたい。各都道府県教育委員会等においては、特別免許状の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を行うことについて、少なくとも採用に関する制度として設け、これを教員採用選考時の募集要項等に記載すべきである。

また、教員は批判能力の乏しい児童生徒を相手にし、その資質や適格性は実践を通じてはじめて確認されるという点で極めて特殊な職業である。条件附採用期間を経て本採用になると、手厚い地方公務員法上の身分保障の適用を受け、指導力不足や怠業等があっても余程のことがない限り分限免職に出来ないのが実態となっている。条件附採用制度や分限免職制度の厳格な運用を進めることは上述のとおり極めて重要であるが、これらに加えて、新卒の教員については、条件附採用期間後に一定の任期付き任用期間を経て、その間に児童生徒・保護者による評価を含む厳正な評価により、教員としての資質を見極めることができた者のみを期限の定めのない任用に移行させる制度とする等、教員採用制度について抜本的な取組を進めるべきである。

同様に、教員免許更新制については、児童生徒・保護者による評価を踏まえて、教員としての資質を欠く場合の分限免職を行う上での要素として活用可能な制度とすべきである。

【具体的施策】

教員免許状を有しない有為で多様な人材の採用選考等、教員登用の複線化を進めることは、教員の資質向上にとって極めて効果的な施策であることから、特別免許状等の授与を前提とした免許状を有しない者の採用選考を行うことについて、積極的に活用するよう、改めて各都道府県教育委員会や学校法人等にさらに周知するとともに、実施状況を定期的に調査すべきである。**【逐次措置】**

教職大学院の修了者の採用・処遇における公平性の確保

【問題意識】

教職大学院修了者の処遇等については、「3か年計画(再改定)」において、「教職大学院の修了者の採用・処遇については、その修了者が教員としての一定以上の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではなく、修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応する」(逐次実施)とされている。一方、同「教育委員会アンケート」において、教職大学院を設置予定の教員養成系大学・学部等から、教職大学院修了者の採用や処遇等に関する働きかけを既に受けているかどうかを都道府県教育委員会に尋ねたところ、8都道府県が「受けている」と回答し、そのうち4都道府県が「教職大学院修了者の優先的採用」についての働きかけであると回答した。上記閣議決定の趣旨が十分周知されていない結果となっている。

【具体的施策】

現在、教職大学院については、平成20年4月以降の開校を目途に制度設計が進んでいるが、各都道府県教育委員会、独自の採用を行う市町村教育委員会及び教職大学院を設置する可能性のある教員養成系大学・学部等に対して、同「3か年計画(再改定)」の内容を周知すべきである。**【平成18年度中に措置】**

(2) 教育バウチャー構想の実現

【問題意識】

「教育バウチャー」とは、元来、教育に用途を限定して換金できる金券を児童生徒1人当たり一定額になるよう教育の受け手に交付する仕組みである。転じて実際の運

用では、対象となる学習者が学校を選択した後、その人数に応じて当該機関に対して補助金が交付される形態が一般的である。また、教育バウチャーはその目的や対象者により、例えば米国型（教育機会の多様化を推進するため、主として貧困家庭の児童生徒が私立学校にも進学できるよう奨学補助をする形態）又は欧州型（原則として全児童生徒を対象とし、児童生徒数に応じた教育予算を毎年各学校に配賦する形態。公立学校を対象としたイギリス、公私同一条件のオランダ、スウェーデンなどに実例）に類型化することが可能である。

現在、教育の公的支出は学級数・教員数を基準とする機関補助となっており、学校で実際に提供されている教育サービスの質及びそれに対する学習者の評価が反映されにくいいため、学校側には改善へのインセンティブが働きにくい。公立学校に関しては、学校選択制の普及促進が、このような現状の改善に資すると期待されるが、その選択の結果を予算配分にも反映することによって実質的な予算配分権限を教育の提供側から学習者側に転換することとすれば、学校運営にも規律と緊張感が生まれ、学習者本位の教育の確立にまた一步近づくことができる。

また、児童生徒1人当たりで見た場合、国公立学校に対して私立学校を大きく上回る公的支出が行われている結果、例えば、比較的所得の高い層の児童生徒は私立学校を早い段階から選択し自ら受けたい教育を受ける機会を享受できる一方、そのような環境にない児童生徒は自ら通いたいと思う公立学校を選択する機会さえ保障されていないのが現状である。そこで、教育の質の向上に向けた各学校の改善努力を一層促すとともに、学習者に対して公平かつ多様な教育機会を提供するため、自ら望む教育を受けたいという学習者の権利として学校を選択できる機会を完全に確保するとともに、各学校を選択した児童生徒数に応じて予算を配分する必要がある。

内閣府「保護者アンケート」（平成18年11月27日）によれば、上記のような児童生徒数を基準とする予算配分方式について、回答者の5割以上が賛成し、反対は1割強にとどまっている。また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）においては、「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされており、さらに、「3か年計画（再改定）」においても、「教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う」とされているところである。

実質的な教育バウチャー制度は、米国、イギリス、オランダ、スウェーデン、チリ等で導入され、社会の仕組みとしてすでに定着している。例えば、米国ではウィスコンシン州ミルウォーキー市（1990年～）、オハイオ州クリーブランド市（1995年～）、

フロリダ州（1999年～）等に本格的な教育バウチャー制度が導入されており、主に低所得者層の児童生徒が私立学校へ進学する際に公費補助をしている。その他、ニューヨーク市、ワシントンD.C.などで民間の基金を活用した類似の制度が存在している。

欧州では、オランダ（1917年～）、イギリス（1988年～）、スウェーデン（1992年～）等において学校選択制が導入された際に、児童生徒1人あたりの基準で国や地方自治体が学校予算を配分する制度が導入されている。何れも制度発足からかなりの年月が経過しているが、特段の制度の見直し等も行われておらず、社会制度としては非常に安定的なものと評価されている。

教育バウチャー制度については、過疎地など児童生徒の少ない地域の学校運営が成り立たなくなる、障害者等の教育弱者に対して不利益を与える等の批判がある。しかし、ナショナルミニマムとしての教育サービスの水準については、それを全うできるようなサービスを保証することと、現行のような機関補助によって行わなければならないとすることとは無関係である。例えば、イギリス、オランダ等では児童生徒1人あたりの補助金額の単価を決定する際に、過疎や障害の程度、及び児童生徒の年齢等が考慮されて、より困難な状況で教育を提供しなければならないという理由から、1人あたりの補助金額が一定の基準のもとに増額されている。教育バウチャー制度によって本人の能力や特性に応じた木目細かい対応が可能となっていると言える。

なお、日本において教育バウチャー制度を機能させ、期待した政策効果を上げるためには周辺の制度整備が不可欠である。教育バウチャー制度導入の前提である学校選択制を十分に機能させるとともに、各学校の運営を画一的に縛るのではなく、個々の学校の自主性・自律性を尊重し、創意工夫が発揮できる環境を整える必要がある。学校及び校長の権限と責任の拡大を図り、また学習者による教員評価・学校評価の徹底及びそれらを含む学校に関する情報公開の徹底など、学習者本位の教育を実現する上で必要な諸制度の改革も併せて実施しなければならない。諸外国の事例分析においても、その評価がバウチャー制度固有のものによるものなのか、又は周辺の諸制度によるものなのか等についての実証的な分析を踏まえ、我が国に相応しい制度設計や環境整備の在り方について検討を進める必要がある。

【具体的施策】

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日閣議決定)においては「我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海外事例の実態等を検証しつつ、教育における利用券制度について、その有効性及び問題点の分析など、様々な観点から検討し、重点強化期間内に結論を得る」とされているところであり、教育バウチャー制度について、我が国の社会の実態や関連の教育制度等を踏まえ、海

外事例の実態把握、その意義・問題点の分析等様々な観点から、今後更に積極的な研究・検討を行う。【引き続き検討、平成 19 年度以降速やかに結論】

(3) 教育委員会制度の見直し等

【問題意識】

現在の教育行政組織は、教育を受ける立場の学習者の期待や意見に対して明確な権限と責任に基づいて即応できる体制にない。すなわち、学校長、市町村の首長及び教育委員会並びに都道府県の首長及び教育委員会が並列的あるいは重疊的に存在し、学習者から見て権限と責任の所在が曖昧になっている。また、教育現場における重要事項や基本方針を決定し執行すべき教育委員会は、本来の理念には反して、学習者の利益を代弁していない。教育委員には保護者を含むよう努力規定があるものの、実際には教育長を除く教員委員に占める保護者の割合は僅か 1 割強であり、教員委員と教育委員会事務局の長を兼任する教育長には、市町村教育委員会において教職経験者が約 7 割近くに達するなど、供給者側の視点に立った画一的な学校運営を助長する委員構成となっている。その結果、むしろ各地方公共団体に画一的に設置されているため国の指導助言等に基づく上意下達のシステムとして機能しており、能力や適性に応じたきめ細かい教育が必要とされる学習者が置き去りにされるという状況すら生み出している。さらに、公立学校の設置者であり、かつ本来地方行政について住民に責任を負うべき首長には教育行政の執行権限がなく、政治的中立性の確保という名のもとに一般行政とは独立して設置されている現在の教育委員会制度は、明らかに民意に対して鈍感になっていると言わざるを得ない。

こうした状況等を踏まえ、平成 18 年 7 月 7 日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」では、「教育委員会制度については、十分機能を果たしていない等の指摘を踏まえ、教育の政治的中立性の担保に留意しつつ、当面、市町村の教育委員会の権限（例えば、学校施設の整備・管理権限、文化・スポーツに関する事務の権限など）を首長へ移譲する特区の実験的な取組を進めるとともに、教育行政の仕組み、教育委員会制度について、抜本的な改革を行うこととし、早急に結論を得る。」とされ、かかる方針の具体化を図るために、当会議としては本年 7 月にとりまとめた「規制改革・民間開放の推進のための重点検討事項に関する中間答申」において、教育委員会の必置規制を撤廃し、首長の責任の下で教育行政を行うことを地方公共団体が選択できるようにすることを提言したところである。しかしながら、その後いじめの問題や必修科目の未履修の問題等が顕在化する中で、教育委員会の在り方をめぐっては様々な指摘がなされている。こうした中で当会議としては、当面の課題

に即応できる体制作りの観点から教育行政の仕組み、教育委員会制度の抜本的改革について早急に検討すべきと考える。

また、市町村立小中学校等の教職員の身分は、設置者たる市町村の職員である一方で、その人事権が都道府県の教育委員会にあるという現状は、責任と権限の不一致の最たるものであり、教育現場の自主性・自律性発揮を損ない、児童生徒・保護者を含む教育現場の評価に基づく教職員の適切な処遇という点からも問題がある。また、地域に根ざすという意識を現場が持ちにくくなっているという問題点も指摘されており、より教育現場に近いところに責任と権限を移すべきであると考えられる。このことから、教職員の人事権については、中核市を始めとする一定の地方公共団体へ移譲することを検討し、人事権を移譲する場合は都市部と離島・山間部等が必要に応じて自主的に採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設ける。また、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市町村への採用や人事異動を含めた人事権移譲を進める必要がある。

【具体的施策】

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)及び「構造改革特区の第 9 次提案等に対する政府の対応方針」(平成 18 年 9 月 15 日構造改革特別区域推進本部決定)を踏まえ、改正教育基本法の国会論議や教育再生会議の意見も踏まえて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正を行うものとする。**【平成 18 年度措置】**